

司法試験委員会会議（第65回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成22年4月28日（水）15：00～18：00

2 場所

東京地方検察庁総務部教養課第304会議室

3 出席者

○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文、木村光江、酒井邦彦、土屋美明、羽間京子、松島 洋（敬称略）

○ 平成22年新司法試験考查委員（議題（1）及び（2）のみ出席）

青柳幸一、高松宏之、大橋洋一、東亜由美、山田誠一、筒井健夫、岩原紳作、河合芳光、田邊 誠、金子 修、山口 厚、石井 隆、酒巻 匡、平光信隆（敬称略）

○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 真琴人事課長、宮崎香織人事課付、倉澤貴雄試験管理官

4 議題

- (1) 平成23年新司法試験の実施について（協議）
- (2) 司法試験予備試験について（協議）
- (3) 平成22年新司法試験における受験特別措置について（報告）
- (4) 平成22年新司法試験考查委員の推薦について（報告）
- (5) 平成22年度旧司法試験第二次試験考查委員の推薦について（協議）
- (6) 平成22年度旧司法試験第二次試験の出願状況等について（報告）
- (7) 平成22年新司法試験の受験予定者について（報告）
- (8) その他報告案件
- (9) 次回開催日程等について（説明）

5 配布資料

資料1 諒問第5号

資料2 司法試験受験特別措置検討会開催要領

資料3 平成22年度旧司法試験第二次試験の出願状況等について

資料4 平成22年新司法試験の出願状況

資料5 平成22年新司法試験の受験予定者

資料6 平成22年新司法試験出願・受験予定状況

6 議事等

- (1) 平成23年新司法試験の実施について（協議）

○ 論文式試験の民事系科目における大大問の見直し及び論文式試験の必須科目における

る試験時間の分割に関し、平成22年新司法試験考查委員に対するヒアリングを実施した。

- 上記ヒアリングに引き続き、以下の協議を行った。
(◎委員長、○委員、△事務局)
- まず、論文式試験の民事系科目における大大問の見直しについて、協議する。ヒアリングの結果によれば、民法の考查委員は、大大問の出題を残すべき、つまり、毎年2問又は3問とする意見で、商法と民事訴訟法の考查委員は、大大問の出題を取りやめるべき、つまり、毎年3問とする意見であったが、いかがか。
- 考査委員の話からは、大大問の形式で適切な問題を作成することに、かなりの難しさがあることがよく伝わってきた。
- 民事訴訟法の考查委員の説明が最も分かりやすかったのではないか。主として民法から出題しつつ、一部で商法や民事訴訟法について問うことは容易だが、論文式試験で、二つの法律分野についてそれぞれ同じ程度の論述をさせるような問題を作成するのは、大変難しいということであろう。大大問の場合に受験者から出題範囲が予測されてしまうということは、毎年大大問を出題するのでなければ、考慮しなくとも良いかもしれないが。憲法と行政法でも融合問題の出題を検討したことのあるということだが、確かに、その二つの法律分野では難しいのかもしれない。
- 私は、大大問は無くしても良いのではないかと思うが、大大問による出題を取りやめることになると、出題がいわゆる縦割り方式だった旧司法試験に戻るというような受け止め方がされかねないのではないかが、懸念される。実質的にそうはならないということは、ヒアリングを聞いてよく分かるのだが、大大問が新司法試験の象徴的な出題形式であったかのように思えるので。民法の考查委員からは、大大問による出題を取りやめる場合には、「民法」、「商法」、「民事訴訟法」ではなく、「民事系第1問」、「民事系第2問」などという出題の仕方が良いのではないかという意見があったが、これは非常に示唆的なもので、真剣に考えてはどうかと思う。問題ごとの法律分野の境界をファジーにして、複数の法律分野にまたがる出題ができるようにしておくのが良いのではないか。
- 現在も、例えば、公法系科目では、「公法系科目第1問」「公法系科目第2問」となっており、「憲法」、「行政法」として出題しているわけではない。各問題については、「新司法試験実施に係る研究調査会報告書」で、うち1問は主として憲法分野、他の1問は主として行政法分野などと記載されている。大大問による出題を取りやめる場合、民事系科目については、1問は主として民法、1問は主として商法、1問は主として民事訴訟法、といった形になるのではないか。「主として」であれば、当然、他の法律分野にまたがる出題もできることとなる。
- 先ほどの御発言にあった懸念については、私も当初は同じように感じていた。しかし、昨年の民事系科目の大大問は、融合ではなく接合で、大大問によって出題する意義に乏しいものだった。既に受験者に対するメッセージとしては、問題そのものが分かれているのと同じ感じに伝わっているように思える。
- 大大問の出題の余地を形だけ残しても、いつか出す、いつか出すと言いながら、結局は出ないという感じになってしまうのではないかと思う。
- 司法試験委員会が、今年は是非とも大大問を作れ、と考査委員に命じない限り、そ

うなりかねない。

- 大大問の出題の余地を無くすと、確かに看板を下ろすようなイメージで受け止められかねないが、受験者を考えると、この際、明確な形にした方がよいのではないかと思う。
- 法科大学院教育がどうなるかは、教員次第であろう。例えば、刑事訴訟法の授業の中で刑法のことも聞くということは十分にできるし、実際にやっていると思う。民法と民事訴訟法で言えば、債権者代位権や詐害行為取消権のような、どちらの法律分野からも言及できるものがあるが、こういう事項を授業で取り上げることは、普通の法科大学院であれば、新司法試験で出題されるかどうかにかかわらず、やるであろう。しかし、同じ授業の中で刑法と刑事訴訟法と同じ割合で聞け、と言われると困るわけで、大大問は、それと同じ話のように思われる。また、確かに、旧司法試験に戻るようなイメージを持たれかねないが、非常に厳格に科目ごとの範囲が画されていた旧司法試験とは異なり、民事訴訟法の出題を前提としつつ、商法の会社関係の問題を聞くということは十分にできるし、短答式試験の選択肢に複数の法律分野にまたがるものも混ぜることもできる。イメージはともかく、旧司法試験に戻るわけではないということは、事実として言えると思う。
- 司法試験法では、新司法試験の科目の分類は、法律分野ごとに区別をせず、公法系科目、民事系科目、刑事系科目とされており、旧司法試験とは異なっている。これは、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識・能力を測るために、各法律分野の学識だけを問うのではなく、例えば、民事系科目について言えば、民事全般の理解を複数の問題でチェックする、というものだととらえていた。率直に言えば、各法律分野をどれだけ理解しているかを十分測るために、融合問題の出題は難しいという考查委員の意見とは、少し違う感覚である。良い問題を作成するための苦労が分かるだけに、難しいとも思うが。
- 実務では特殊なケースもあるが、そのような場合こそまさに基本に戻って処理を考えるようにしている。自分で問題を作成したことがないので感想の域を出ないが、研究者レベルの高い法的思考力を求めているのではなく、実務家としての法的思考力を備えているかどうかを問うのであって、その程度の水準の融合問題というのは、もっと簡単に作成できないのだろうかという印象を受ける。
- 行政法の考查委員が述べていたが、例えば、行政法を出題する限り、行政訴訟をきちんと理解しているか、実定行政法規をきちんと読めるかを問いたいという、そういうことなのである。そして、法科大学院では、理論と実務を架橋し、従来の実務家とは違う、判例を乗り越える力、現在の実務慣行を批判的に見る力を身に付けた実務家を育てることを理想としている。従来の実務をなぞるだけでは、何のために法科大学院があるのかということになってしまう。
- 確かに、問題のない事件について淡々と処理することだけを求めるのであれば別だが、法的・論理的な思考力求めるのであれば、イレギュラーなことが起こった事例、ひねった問題を前にして、これに対応できるかどうかを試すということも、やらなければならぬのではないか。考查委員の説明を聞いて、真に融合した問題を作成するのは相当難しいということが良く分かった。問題の在り方を変えれば簡単にできるのだとしても、それで法曹にふさわしい者を本当に的確に選べるのかどうかという問題

点が残ると思う。

- ◎ 大大問を毎年出題することには弊害もあり、毎年出題する必要がないということは、意見が一致しているように思う。あとは、大大問の出題の余地を残すかどうかということである。
 - 私は、先ほど、大大問による出題を取りやめることについて懸念があると申し上げたが、それは、反対という意味ではない。大大問によらなくとも、十分に受験者の力を測ることができるとと思う。ただ、外部からどう見えるかという点がやや心配だと思った。
 - ◎ 大大問を今後一切出題しないということになってしまふのも問題ではないかという意見もあるが、出題する余地を残しながら出題しないというのも問題である。
 - 仮に大大問による出題を行わないことにするならば、先ほどから御意見があるようく、民事系科目で複数の法律分野にまたがる問題も出題され得るという点を明確にすることを併せて考えておいた方が良いと思う。
 - ◎ では、次に、論文式試験の必須科目における試験時間の分割について、協議する。試験時間の分割については、どの科目的考査委員も賛成であった。受験者もリフレッシュできて良いであろう。もっとも、受験者が時間配分を間違えることがないように助けてやるという発想には、余り賛同できない。
 - これは私の意見ではないが、受験者からは、問ごとの得点を教えてほしいという要望が強いようである。不合格になった場合に、例えば、民法、商法、民事訴訟法などの問題が駄目だったかが分かれれば、次に受験する際に役に立つということである。大大問から大問になり、試験時間を分割すると、なおさらそうなるのではないか。
 - そのような要望は聞いているときりがないことになるのではないだろうか。
 - ◎ それを助長することにはなるだろう。問ごと、更には小問ごとに成績を出せなどということになる。
 - 結局は模範答案を示せというような話になりかねない。
 - ◎ 法科大学院生も非常に点数を気にしているが、2点、3点の点数の差よりも、できたかできないかは、自分で分かるはずである。反省の材料が欲しいという気持ちは分かるが、2点、3点の差が分かることと反省とは直結していないと思う。
- 民事系科目の大大問の見直しと必須科目的試験時間の分割については、次回、引き続き協議することとする。
- 続いて、平成23年新司法試験の実施について、事務局に説明をお願いする。
- △ 前回も御意見をお伺いしたが、新司法試験と予備試験の短答式試験問題の一部共通化に関連して、平成23年の新司法試験の実施日程について、お諮りする。新司法試験は、従来は、中日を1日置いた水曜日から日曜日までの連続する4日間で日程を組んでおり、第1日目に短答式試験、第2日目から第4日目まで論文式試験を実施している。新司法試験についてこの日程のまま、日曜日に短答式試験を実施するとすれば、第1日目から第3日目まで論文式試験、第4日目に短答式試験を実施するという案が考えられる。新司法試験の日程を変更した上で、短答式試験を論文式試験よりも前に実施するとすれば、試験会場の確保という観点も考慮すると、短答式試験を1週間前倒しにして日曜日に実施し、その後月曜日から木曜日までの間を置いて、金曜日から日曜日までの3日間で論文式試験を実施するという案が考えられる。御協議をお願い

する。

- 従来、金曜日を中日にしているのは、会場確保の関係からか。
- △ 会場確保の関係ではなく、受験者の負担を考慮したものである。
- 短答式試験の前に中日を入れることは考えられるか。つまり、水曜日から金曜日まで論文式試験を実施し、土曜日を中日にして、日曜日に短答式試験を実施するということだが。論文式試験は3日間連続でも、短答式試験の前日に中日がある方が、受験者には便宜かもしれない。
- 社会人となった受験者を考えると、恐らく、土曜日を中日にして平日に3日間実施するよりも、金曜日を中日にして土日に試験を実施する方が良いのではないか。
- 新司法試験では、元々平日に試験を実施している上、金曜日も中日なので、実質的には試験期間に含まれている。土日に試験を実施することに必ずしもこだわらなくてよいのではないか。
- △ 短答式試験を最終日とする場合には、中日をどこに入れるかが問題になる。土曜日を中日とすることも、案としては考えられる。
- 合わせて4日間試験を実施するのであるから、2日間ずつ試験を実施し、真ん中に中日を入れる方が自然なのではないか。
- 短答式試験直前に詰め込み型の勉強をしたい受験者には、抵抗感があるかもしれない。試験直前の数日間を短答式試験の準備に充てて、初日の短答式試験でそれを吐き出す、という受験者がいると聞いたことがある。
- 今は短答式試験が初日なので、そのような受験者もいるようである。確かに、土曜日を中日にすると、頭の切替えには良いかも知れないが、3日連続で論文式試験を受験すると、3日目には疲れて手が動かなくなる可能性はあると思う。
- 金曜日を中日にした場合、土曜日の試験は早く終わるのか。
- △ 土曜日は、論文式試験の3日目なので、4時間分の試験ということになる。
- そうなると、土曜日の午後を空けて、翌日に短答式試験という日程の組み方もできる。それも合理的に思われる。
- 新司法試験は元々、試験直前の詰め込み勉強の効果が挙がるようなものではないはずであるから、そのための時間を確保することを考慮する必要はないのではないか。
- 中日でできるのは、頭の切替えくらいであろう。それよりも、連続して受験するとの体力面の問題を考えるべきではないか。真ん中に中日がある方が良いのではないか。
- 初年度から、中日を置いているのか。
- △ そうである。
- 現行の日程の中で中日をどこに置くかも重要だが、そもそも日程を変更して短答式試験を前倒しにするかどうかも検討しておきたい。日程を変更する案の場合、短答式試験と論文式試験との間に4日間空くことになるので、この案の方が短答式試験と論文式試験の頭の切替えができることになる。しかし、前回も御指摘があったように、居住地で受験できる受験者には良いかも知れないが、遠隔地に赴いて受験しなければならない受験者には負担になることとなる。受験者の単純な多数決であれば、この案が支持されるであろうが、仮に少數であっても、負担を負う受験者の中も考慮しなければならない。

- 平成23年は、現行日程のまま短答式試験を最終日に移して実施し、その後については、実施状況を見ながら改めて検討するのが良いのではないか。
- 現行日程のまま短答式試験を最終日に移すだけであれば、従来とそう変わらないが、日程自体を変更するとなると、がらりと変わることになる。変えるのであれば、現行日程での実施状況を見てからの方が良いであろう。
- 実施日程については、できる限り大幅な変更は避けた方が良いと思う。
- それでは、他に御意見もないで、平成23年新司法試験の試験日程については、従来どおり5月中旬の中日を1日置いた水曜日から日曜日までの連続する4日間とした上で、第1日目から第3日目まで論文式試験を実施し、第4日目に短答式試験を実施するということでおろしいか。
(一同了承)
- では、そのように決定する。

(2) 司法試験予備試験について（協議）

- 事務局から、資料1のとおり、平成22年4月20日付け諮問第5号で、法務大臣から司法試験委員会に対し、司法試験予備試験の試験科目の範囲に関する諮問がなされたことが報告された。
- (1)のヒアリングと併せ、司法試験予備試験の試験科目の範囲に関し、有識者（平成22年新司法試験考査委員）に対するヒアリングを実施した。
- 司法試験受験特別措置検討会開催要領を資料2のとおり改正することが決定された。

(3) 平成22年新司法試験における受験特別措置について（報告）

- 肢体障害のある受験者から、試験時間の延長等の特別措置の申出があったことにつき、一定の条件の下にこれを措置すること及び法務省大臣官房人事課長において実施概要を定めることについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成22年4月13日付けで委員会の議決としたことが、委員長から報告された。

(4) 平成22年新司法試験考査委員の推薦について（報告）

- 委員長から、平成22年新司法試験考査委員として別紙1記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成22年4月20日付けで委員会の議決としたことが報告された。

(5) 平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員の推薦について（協議）

- 委員長から、平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員として別紙2記載の者を法務大臣に推薦することについて、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、了承され、平成22年4月20日付けで委員会の議決としたことが報告された。
- 平成22年度旧司法試験第二次試験考査委員として、別紙3記載の者を法務大臣に

推薦することが決定された。

- (6) 平成22年度旧司法試験第二次試験の出願状況等について（協議）
 - 事務局から、平成22年度旧司法試験第二次試験の出願状況等について、資料3に基づき報告がなされた。
- (7) 平成22年新司法試験の受験予定者について（報告）
 - 事務局から、平成22年新司法試験の受験予定者について、資料4から資料6までに基づき報告がなされた。
- (8) その他報告案件
 - 事務局から、平成22年3月25日に財団法人大学基準協会が「慶應義塾大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果」を公表したことについて報告がなされた。
- (9) 次回開催日程等について（説明）
 - 次回の司法試験委員会は、平成22年6月2日（水）午後3時から開催することが確認された。

（以上）

平成 22 年新司法試験考查委員推薦候補者

森 島 聰	憲 法	司法研修所教官
三 輪 方 大	行政法	最高裁判所事務総局行政局第二課長
藤 澤 孝 彦	行政法	法務省大臣官房参事官
岡 山 忠 広	民 法	法務省民事局参事官
梅 本 圭 一郎	民事訴訟法	司法研修所教官
高 橋 和 人	刑 法	司法研修所教官
田 野 尻 猛	刑 法	法務省刑事局参事官
阪 井 光 平	刑 法	司法研修所教官
内 藤 惣 一郎	刑事訴訟法	法務省刑事局刑事法制企画官
島 岡 大 雄	倒 産 法	東京地方裁判所判事
新 田 智 昭	租 税 法	法務省大臣官房租税訟務課長
小 嶋 英 夫	経 済 法	公正取引委員会事務総局審査局特別 審査調整官

新司法試験考查委員の職を解く者

岸 日 出 夫	憲 法	司法研修所教官
春 名 茂	行政法	最高裁判所事務総局行政局第一課長
角 井 俊 文	行政法	法務省大臣官房参事官
岡 崎 克 彦	民 法	最高裁判所事務総局民事局第二課長
古 谷 恭 一郎	民事訴訟法	最高裁判所事務総局家庭局参事官
永 村 俊 朗	刑 法	東京高等検察庁検事
伊 藤 俊 二	刑 法	東京地方検察庁検事
岡 本 哲 人	刑 法	熊本地方検察庁次席検事
菊 池 浩 久	刑事訴訟法	東京地方検察庁検事
内 田 博 久	倒 産 法	仙台法務局訟務部長
岸 小 池 秀 光	租 税 法	福岡地方検察庁公判部長
	経 済 法	東京地方検察庁検事

平成 22 年度旧司法試験第二次試験考查委員推薦候補者

岡山忠広	民法	法務省民事局参事官
佐藤達文	民法	法務省民事局参事官
大野晃宏	商法	法務省民事局付
佐久間佳枝	刑法	司法研修所教官
岡本安弘	刑事訴訟法	司法研修所教官

司法試験考查委員の職を解く者

森島聰	憲法	司法研修所教官
星景子	憲法	横浜地方検察庁小田原支部検事
山口浩司	民法	岡山地方裁判所判事兼岡山家庭裁判所判事
佐藤哲治	民法	横浜地方裁判所判事
鈴木敏宏	刑法	秋田地方検察庁次席検事
恒川由理子	刑事訴訟法	大阪地方検察庁検事

平成22年度旧司法試験第二次試験考查委員推薦候補者

本間 健 裕 商 法 東京地方裁判所判事

司法試験考查委員の職を解く者

佐久間 邦 夫 商 法 釧路地方裁判所長兼釧路家庭裁判所長